

「経済危機対策」における税制上の措置

追加経済対策関連法案が6月19日（金）に可決され、以下の措置が講じられました。

＜住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置＞

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、20歳以上の者がその直系尊属（父母、祖父母など）から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、この期間を通じて500万円まで贈与税が課されないことになりました。

＜中小企業の交際費課税の軽減＞

平成21年4月1日以後に終了する事業年度から資本金の額が1億円以下の法人は交際費の定額控除限度額が、400万円から600万円に引き上げられました。

＜研究開発税制の拡充＞

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、平成21年度、22年度において税額控除ができる限度額を時限的に引上げ、平成21年度、平成22年度に生じる税額控除限度超過額については、平成23年度、24年度においても税額控除の対象とすることができるようになりました。